

多様な学びを保障し、ゆとりある学校の実現を目指す意見書

少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、不登校の児童生徒数は年々増加している。こうした状況を受け、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、不登校の児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うという理念が具体化された。しかし、学校現場は多忙化と長時間労働、人員不足が慢性化し、児童生徒に十分な支援を行うことは極めて困難であると言わざるを得ない。

国では、教職員の働き方改革と誰もが学ぶことができる機会の保障のため、教育支援や業務支援のために支援員等の配置事業を展開している。しかし、本県のように財政が厳しい地方公共団体では、自主財源が確保できず国が計画した人員を配置できていないのが現状である。一方、東京都などの財源豊富な地方公共団体では、国の事業のほかに自主財源による人員配置も行っており、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定められた定数以外の配置人数の差は歴然である。

教職員の慢性的な長時間労働や人員不足は、子どもたちの教育に深刻な影響を与えている。また、全ての支援員は、子どもたちに多様な学びを保障するために重要な役割を担っていることから、こうした格差は、同法及び教育基本法が示す義務教育の機会均等と水準の維持向上の理念からも大きくかけ離れていると言わざるを得ない。

よって、国においては、国内のどの地域でも多様な学びが保障され、子どもも教職員もゆとりをもって学ぶことができる教育の実現のため、次の事項を実施することを強く求める。

- 1 教職員定数の改善と、多様な学びに必要な人員配置を更に進めること。
- 2 地方公共団体の財政状況にかかわらず、必要な人員配置が確実に行われるよう必要な方策と財政上の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月4日

秋田県議会議長 北 林 丈 正

衆議院議長	額 賀 福志郎	様
参議院議長	尾 辻 秀 久	様
内閣総理大臣	石 破 茂	様
財務大臣	加 藤 勝 信	様
文部科学大臣	あ べ 俊 子	様